

岩手県後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る公募型プロポーザル参加要領

第1 業務委託の名称

「ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託」（以下「業務委託」という。）

第2 業務委託の概要

(1) 業務の概要

- ① ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の軽減額が大きい被保険者を抽出して、自己負担の差額に係る通知書（以下「差額通知書」という。）を作成。
- ② ジェネリック医薬品希望カード付きリーフレット（以下「リーフレット」という。）の作成。
- ③ 差額通知書及びリーフレット（以下「差額通知書等」という。）送付用の封筒（以下「専用封筒」という。）の作成。
- ④ 差額通知書等を専用封筒に封入及び封緘し、納品。
- ⑤ コールセンターを設置し、差額通知書等を受け取った被保険者からの問い合わせ等の対応。
- ⑥ 差額通知書送付後の効果分析の報告。
- ⑦ その他、別に定める業務委託仕様書のとおり。

(2) 業務委託の期間

契約締結の日から平成27年3月31日までとする。

(3) 提案価格上限額

2,808千円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

第3 参加資格の要件

プロポーザルに参加することができる提案書提出事業者（以下「提案事業者」という。）は、次の参加資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 関係法令に基づく、後期高齢者医療制度、国民健康保険及び被用者保険の各制度において、過去又は現在、ジェネリック医薬品利用差額通知等の業務委託等に係る受託等の実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 岩手県内及びその他の自治体等から、入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154

号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けていること。又は、それに相当する個人情報保護に関する認定を受けていること。

第4 参加手続の方法等

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込をするものとし、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 必要提出書類
 - ① 岩手県後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
 - ② 岩手県後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る公募型プロポーザル参加資格確認資料(様式第2号)
- (2) 参加申込書の提出期限
平成26年7月31日(木)午後3時必着(土曜・日曜日を除く)
- (3) 提出の方法
必要提出書類を各1部、持参又は郵送により提出すること。
- (4) 提出の場所
「第14問合先」を参照のこと。
- (5) 参加資格の確認
参加資格の有無については、平成26年8月4日(月)までに書面で通知する。
- (6) その他
 - ① 提出した書類に関して、説明を求められた場合には応じなければならない。
 - ② 提出期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。

第5 提案無効要件等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルによる提案は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 当該要綱及び各要領等に定められた以外の方法により、プロポーザルの事業者

選定に係る審査会審査委員及び広域連合事務局職員等関係者にプロポーザルに関する援助・助言を直接、間接に求めた場合。

- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行った場合。
- (6) 競争を制限する目的で他の提案事業者と参加意思及び提案内容について、相談を行った場合。
- (7) 優先交渉権者（契約の相手方）の選定前に、他の提案事業者に対して提案書等を意図的に開示した場合。
- (8) 提案事業者が連合し、又は不穏な行動をする等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められた場合。
- (9) 提案事業者（契約に関する権限を委任された者を含む。）が他の提案事業者（契約に関する権限を委任された者を含む。）を兼ねていた場合。（同一代表者が複数の企業体で参加することができない。）

第 6 提案書の提出

提案書は次のとおりとする。

- (1) 提案書（正本 1 部、副本 5 部）
 - ① 表紙には、提案者住所、名称（商号）、代表者名、押印（正本のみ）、連絡先、担当者名を記載し、次の内容を記載すること。
 - ア 本業務委託を確実に実施、履行するための組織体制（責任者、役割分担、意思決定体制等）、連絡体制。
 - また、一部業務の再委託を行う場合は、再委託先及び再委託の業務内容と、再委託先との連絡・責任体制。
 - イ 本業務委託に係るセキュリティー対策
 - ウ 通知書等の様式、デザイン（リーフレット、封書様式を含む）
 - エ 外字の対応方法（カナ不可）
 - オ 対象者の選定方法又は除外方法
 - カ ジェネリック医薬品に対する情報取得と活用方法
 - キ 作業スケジュール
 - 差額通知書等の作成から効果分析報告までの具体的な作業計画（工程表）
 - ク コールセンターの設置体制、設置期間、対応記録の報告
 - ケ 差額通知書送付後の効果分析報告等
 - 分析方法、報告スケジュール、資料提供要望への対応、本業務委託に係る課題（将来像、リスク等）の提起及び解決策等の提案
 - ② 提案価格の記載にあたっては、一括総額で消費税額及び地方消費税額を含んだ金額とし、提案上限価格を超えないものとする。なお、記載にあたっては業務委託仕様書に示す業務項目ごとの内訳金額を記載すること。

- (2) 提案書の提出期限
平成 26 年 8 月 18 日（月）午後 3 時必着（土曜・日曜日を除く）
- (3) 提出の方法
指示した提出部数を持参又は郵送で提出すること。
- (4) 提出の場所
「第 14 問合先」を参照のこと。
- (5) 提案の拘束
提案事業者と広域連合が本業務委託契約を締結する場合は、提案書に基づく提案価格を参考とするが、提案価格の見積りに際しては、上限価格を設定するものとする。ただし、本業務委託の根幹に関わる極めて大幅な仕様変更等を要する場合には、双方誠意をもって対応し、協議するものとする。
- (6) 提案内容は、理解しやすいように簡潔、かつ、わかりやすい表現で記載することとし、専門用語や理解し難い表現に関しては注釈などを付記すること。
- (7) 提出された提案書等の書き換え及び引き換え又は撤回はできないものとする。
- (8) 参加資格を有すると認められた者が、提出期限までに提案書を提出しない場合、プロポーザルの参加を辞退したものとみなすものとする。なお、辞退したことによる不利益な取り扱いを受けることはない。

第 7 業務委託等に関する質問

- (1) 業務委託等に関する質問がある場合は、平成 26 年 7 月 31 日（木）午後 5 時まで「第 14 問合先」に質問票により質問すること。ただし、他の提案事業者に関する質問には応じないものとする。また、質問票の様式は任意とする。
- (2) 上記（1）に係る質問票は期日までに電子メールにより送信すること。
- (3) 上記（2）で受け付けた質問については、平成 26 年 8 月 4 日（月）午後 5 時まで電子メールにより提案事業者全者に回答する。

第 8 優先交渉権者（契約の相手方）の選定方法

プロポーザルによる優先交渉権者（契約の相手方）の選定は、別に定める「ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る事業者選定審査会設置要領（以下、「審査会設置要領」という。）に基づき選定する。

第 9 提案書の評価方法

提案書の評価方法については、別に定める審査会設置要領に基づき評価する。

第 10 提出書類の取扱い

プロポーザルによる提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提案事業者が広域連合に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の

権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案事業者が負う。

- (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (5) 提出書類は、選定及び説明に供するため、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定に係る審査目的以外は使用しないものとする。

第11 ヒアリングの実施

必要に応じて提案書に関するヒアリングを実施する場合がある。

ヒアリングを実施する場合は、別途日時等を通知する。

第12 選考結果の通知

選考結果については、提案事業者全者に通知するものとし、広域連合ホームページで公表する。

第13 業務委託に係る契約

最も優れた提案を行った提案事業者（優先交渉権者）を契約の相手方として業務委託契約の手続きを進めるものとし、契約内容については、提案内容を基に協議のうえ、随意契約により契約を締結する。ただし、随意契約が不調となった場合は、優先交渉権者の選考において、評価の高い提案事業者の順に協議する場合がある。

第14 問合せ先

〒020-8510 岩手県盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階

岩手県後期高齢者医療広域連合事務局総務課 担当者：御堂地

TEL 019-606-7500

FAX 019-606-7505

E-mail：soumu@iwate-iryokouiki.jp